

善珠僧正の研究

日下無倫

緒言

第一歴史編、第二教義編といふ二大項に分つて善珠の研究に資するつもりであつたが、極簡単に書くべき筈の善珠傳研究が意外に長くなつたから、本論の主眼とする第二教義編は後日改めて寄稿することにしてすべて之を略した。歴史に關する部分と言つても、古來善珠に關する史料は到つて少なく、殊に陳腐なる在來の史料を配列して此の一篇を形造つたに過ぎぬ、杜撰遺漏枚舉に違あらずだが幸に諸賢の叱正を得ば幸甚至極である。

目次

- (一)總論……………
- (二)俗姓に就て……………
- (三)僧正補任の年時に就て……………
- (四)御靈神社の由來……………
- (五)善珠割瓶の寺院に就て……………
- (六)學系……………
- (七)著述……………
- (八)來世思想に就て……………
- (九)筆蹟に付て……………
- (一〇)修驗道と善珠……………
- (一一)門弟に就て……………
- (一二)年譜……………

一、編 論

青丹よし寧樂の都の七十餘年間はげに咲く花の匂ふが如しと歌はれたるが如く文華燦然として宇内を覆ひ、佛敎の隆昌またその極に達した。良辨僧正、行基菩薩、さては鑒眞大和尚の如き幾多の高僧輩出して佛法は彌榮えに榮え、聖武天皇の御理想も名實相伴ひて實現するに至つた。しかし形式漸く完備し、世の泰平に慣れて此に生ずべきは惰氣倦怠の氣分である。人生に萬年の春なく、榮華の影には惡魔の囁きがある。世を擧げて佛を禮し、三寶に歸依するを見、心に權勢を思ひ、榮達に憧がるゝの徒は、表はに信仰をよそほひ、佛者の假面を被むり、裏に信者に伴ふ迷信を利用して己れの欲望を満さんとする似而非僧侶の徒の輩出は夥しく、佛敎界頽廢の因、實に此の時代にきざした。延暦四年五月の詔勅、「出家之人本事行道、今見衆僧多乖法旨、或私定檀越出入闔巷、或誣稱佛驗誣誤愚民、非唯比丘之不愼敎律、抑是所司之不勤捉搦也、不加嚴禁何整緇徒、自今以後如有此類、擯出外國、安置定額寺」とあるを見ても明かである。かくの如き奈良朝末より平安朝初期に至る過渡期に際し、當時佛敎界の頽廢的背景をよそにして、我身は獨り南都興福寺の經藏に籠り、黙々として唯識學の研究に没頭せるは、此れぞ知る、日本唯識敎の建設者善珠僧正その人である。日本の唯識學はげに平安佛敎の先驅者善珠によつて創設し完成されたのである。無論その以前に於て、唯識に關する著述は有ることはあるが、然かも善珠時代の旺盛に比すべくもなかつた。

そは總じて奈良朝時代の佛教は、何れも皆、國家的政治的意味の一要素であつて決して學理的研究の時代ではなかつた。一面よりみれば、奈良の佛教は、佛教の渡來已後隋唐の交通、法相宗の四傳といふたやうに所謂輸入的勃興時代であるが、その末期より平安朝時代にかけては更に守成的に研究的に入らんとする咀嚼時代である。すなはち前者は奈良朝時代に於て、國家的文化の上に、直接權威を有し、所謂政教一致の實をあげたるに反し、今は正しく著述と註釋との時代である。而して善珠は前者より後者に入らんとする過渡時代の權化として出でられた南都の偉傑であるから、隨て大編雄作の著書が頗る多い。唯識學の教理を述作せしことは申すに及ばず、殊に因明學の研究に於ては、日本斯道の鼻祖である。奈良朝已來既に之を傳へたるべきも、彼以前に於ては更にそれが研究者を出さなかつた。是を以て我日本の法相宗が獨立的に、唯識學、因明學を領解し茲に初めて完全に、因内二明宗體の祖風を知悉するに至つたのは、此れ全く善珠僧正が著述の功績に俟つものと言はねばならぬ。されば後世早くも理想化せられて或は文殊の化現なりといひ（法相天台兩宗勝劣）或は宗祖慈恩の後身なり（宗脉記）と崇敬せらるゝは決して偶爾ではない。茲に日本唯識學の建設者にして復他面には、日本因明學の大祖である、善珠僧正に付き杜撰を省みず研究の一端を述べやうと思ふ。

二、俗姓に就て

善珠は、元正天皇養老七年（二三八三）に生れた、（釋書二、要記二）俗姓は阿刀氏、日本靈異記によれば、「釋善珠禪師者俗姓跡連也、負母之姓而爲跡氏也」とあり七犬寺年表、興福寺僧綱補任等比較的信用すべきものには皆阿刀氏となす、扶桑略記拔萃（國史大系六、三五八）には安都氏といふて都の字を用ふ。阿刀といふも跡といふも、安都といふも皆同音同姓の意である。然るに、元享釋書第二、一六二、多武峯緣起（群書類從第十五、四八一）等には安部氏といふ。先書に阿刀といひ、今安部といふ。一見異なるが如くなれども、思ふに刀の字を部の略字と誤り傳へたるものにて、後世に出きた書物は大凡安部となすを見て明らかである。狩谷望之は、靈異記攻證に跡連の下に註して「僧綱補任云阿刀氏、元享釋書云安部氏、按以俗省部作_レ釋書誤認刀字爲_レ遂作部也不可從」といふてゐるも尤もである。安倍氏、若しくは安部氏は誤りで、阿刀氏の方正しきこと申すまでもない。偕て阿刀氏とは、新撰姓氏錄（群書十六輯一六〇）によると三ヶ所に出てゐる。

1、第二帙左京神別上、

石上朝臣、神饒速日命後也、阿刀宿禰、石上同祖、

2 山城國神別、

阿刀宿禰、石上朝臣同祖、饒速日命孫、（目イ）味饒田命之後也、

3 阿刀連 同上、

要するに、石上朝臣と同祖であつて、饒速日命の孫、味饒日命の後裔である。元來、阿刀といふは地名であつて、大和、坂下郡、今川東村大字坂手の邊の舊名である。「日本書紀通證」には坂下郡阿刀村在坂手村東南今廢といふ、雄略紀に「七年倭國吾嬬^{アトヒロキ}廣津邑」とあるは正しく此の邊であらう。要するに阿刀氏の一族は此の邊に住居してゐたから従つて地名を構成するに至つたであらう。」

次に、扶桑略記拔萃（國史大系第六・五八三）には、「法師……流俗有言、僧正玄昉密通太皇后藤原宮子、善珠法師實是其息也云云」といふ意外の記事を載せてゐる。元享釋書第二にも「或曰太皇后藤原宮子之藥子也」といひ、多武峯縁起にも「或曰淡海公娘藤原夫人宮子之養子也」といふて此の異説をかゝげてゐる。此の流俗の記事に付ては、其の由來する處、いづこにあるやを知るを得ないが、是れ恐らくは文武帝妃、聖武帝母后である所の宮子對玄昉の「自誕天皇未嘗相見法師一看惠然開悟」の記事に基因するものであらう。然るに、玄昉は靈龜二年入唐し、天平五年四月三日に彼地より出發、同八年七月二十日歸朝、而して宮子對玄昉の記事は、實に天平九年十二月の條にあつたのである。「一看惠然開悟」の文字を、よし世俗流布の如き事實と解釋するとしても、善珠の出生は玄昉入唐の前若しくは後とせなければならぬ。然るに善珠は事實養老七年の誕生なるを以て、天平九年宮子對玄昉の關係時は、善珠が既に十五歳の時であるから毫も此に關係なきは火を見るよりも明らかである。（雜誌史海及境野氏佛教史論參照）、此の妄談無稽の記事がやがてまた轉じて聖武天皇妃孝

謙天皇母后なる「光明皇后對玄昉」のことに變つた。早きは、七大寺年表延暦十六年の條に「阿刀氏、光明皇后、玄昉僧正時法□□興福寺」と見え、近くは鐵槌三ノ一四に「善珠法師は光明皇后の子也、沙門となりて唯識を學べども、おろかなるゆゑにみづから恥辱とし、いよくはげみつとめて夏日のあつきにかうべはれて瓜のごとくたゞれ、鬢髪もぬけ落るまでにやまざりければ、廣く三藏をあかせり」とある。次に「幼時隨母居住大和國山邊郡磯城島村」(靈異記)とはつきり善珠の生立がわかつてゐるのにかゝはらず、なにゆる世俗の人は玄昉對宮子の問題に附隨して考へるであらうか、それは一面には、姓氏に於ても玄昉と善珠とは共に阿刀氏を冒してゐる邊もありまた、法相宗法門の血脉相承に於ても共に北寺傳であり、智周、玄昉、善珠、昌海と相承して殊に彼とは師弟の關係を結んでゐる邊もある。これら深厚なる關係と、宮子對玄昉の問題とがうまく結び付いて、後世此の風説を醸造するに至つたであらう。

三、僧正補任の年時に就て

推古天皇即位三十二年甲申、始めて僧綱の宣旨を下し給はつて以來、我が日本佛教は茲に具體的國家組織の一機能となり、僧侶は官界に於ける一公人たる資格を獲得するに至つた。曰く僧官若しくは僧綱の制度これである。然らば善珠が僧官の地位は如何なるものなりしか、釋家官班記五十九(群書類從第十五)によつてみると、任日不定に屬するが、中律師に補任されたこともある、日本後

紀を見ると、傳燈大法師位になつたこともある、それは兔に角にして、彼れが晩年に於て實に當時僧綱の首班に列し、僧正職に補任されたことが彼の一生涯中最も有名な事蹟である。而してその補任の年時に付大凡左の四説がある。

一、延暦元年僧正補任説

二、延暦二年僧正補任説

三、延暦三年僧正補任説

四、延暦十六年僧正補任説

先づ興福寺僧綱補任に依ると、延暦元年より其入滅の年に至る迄の十六年間は、正しく當時僧綱所長官たる僧正職にある旨を記してゐる。即ち、僧綱補任第一に曰く。

延暦元年壬戌僧正善珠（朱法相宗、興福寺、阿刀氏）
正月日任、天皇勅授僧、依御持僧勞也（朱六十）（中略）延暦十六年丁丑僧正善珠（四月二十一日入滅）

此れ即ち延暦元年僧正補任説のよつて起る根據にして、七大寺年表僧綱補任抄出上卷なども同様に此の説と同じである。

延暦二年及同三年僧正補任説は、共に七大寺年表に出づる一異説であつて、同書延暦二年癸亥の條に「僧正善珠（多本）相違（相違）とあるは、延暦二年僧正補任説あることを示すと同時にまた直に是を否認する著者の見解である。次にまた同書に、延暦三年甲子の條下に「僧正善珠、今年直任」と記載して延暦三年

補任説をかゝげてゐる。此れまた當時の事情を鑒み諸本と附合せぬ所を見ると肯考することの出きぬ説である。要するに、二年三年の兩説は論ずる價値なき説である。

然るに、當時を記する最も信すべき日本後紀に依れば、その延暦十六年正月の條下に云ふ。

戊子朔、(十四日)傳燈大法師位善珠爲僧正傳燈大法師位等定爲大僧都傳燈大法師位施曉(行基弟子)爲少僧都。(日本後紀)

○七大寺年表の延暦十六年丁丑の條に僧正善珠、

或本今年始任云云皇太子不豫、善珠講般若經御腦除癒仍被任云云

○僧綱補任抄出裏書に曰く、(延暦十六年丁丑)今年始在任、皇太子不豫、善珠講般若經、御惱除愈、仍被任云云。

○元享釋書第二卷善珠傳に曰く、

延暦十六年正月侍皇太子病事在資治表、其年四月化、歲七十五。

○同第二十三卷資治表に曰く、

十有六年春正月、釋善珠擢僧正夏秋冬延暦十六年初早良太子與黃門侍郎藤種繼有郤、四年八月帝如平城、發奔宮公主赴勢州、種繼爲守宮、太子黨人射種繼于燭下斃、事覺十月太子廢將受弑、太子使使諸寺預修白業、諸寺恐而拒之、獨善珠納焉謂使者曰、太子夙殃不盡、今受嚴譴、此度回債焉又幸也、乞前結怨矣、委曲示諭、詞旨激切、使者復命、太子喜曰、我聞師言、披忍辱衣、

以故不怕逆鱗之怒耳、太子幽死、其靈惱逼皇太子、醫巫不効、殊持念珠語太子曰、昔聞貧道言曰、已披忍辱衣、今何有之乎、乃廣說法要、言未畢太子病愈、正月十六爲僧正。

○扶桑略記拔萃(國史大系第六・五八三)に曰く、

延曆十六年丁丑正月十六日、興福寺善珠任僧正皇太子(平城)病惱間、施般若驗仍被抽賞。

去延曆四年十月皇太子早良親王將被廢。時馳使諸寺、令諸白業、于時諸寺拒而不納、後乃到睿原寺。爰興福寺沙門善珠含悲出迎、灑淚禮佛訖之後、遙契遙言、前世殘業今來成害、此生絕離、更勿結怨。使者還報委曲、親王憂裡爲歡云、自披忍辱之衣、不怕逆鱗之怒。其後親王亡靈屢々惱於皇太子、善珠法師應請、乃祈請云、親王出都之日、厚蒙遺教、乞用少僧之言、勿致惱亂之苦、卽轉讀般若、說無相之理、此言未行、其病立除、因茲昇進、遂拜僧正爲人致忠自得其信也、(已上國史)

○本朝通紀前編卷十四初丁に曰く

丁丑十六年唐ノ德宗貞元十三年春正月釋善珠任僧正、その他、多武峰緣起、(群書類徒一五ノ四八二)、本朝通

鑑第十六等皆延曆十六年僧正補任説をかゝげてゐる。釋書と日本後紀とは、延曆十六年正月僧正補任の記事は同一であるが、然かも後紀には戊子朔辛丑とあるを以て、善珠の僧正職補任は月の十四日任命せらるゝことになつてゐるが釋書には正月十六日とありて三日間の相違がある。今僧正職補任の年時に就て、延曆元年説を主張せる唯一の史的徵證たる興福寺僧綱補任と、延曆十六年説を主張

せる日本後紀、元享釋書等の文とを比較對照するに、後紀續きの文に、大法師位等定を大僧都に、大法師位旋曉を少僧都に任せらるゝことを記載せるのは、全く僧綱補任と契合一致して居るが善珠僧正職の記事に於ては兩者全く一致をかく、又た僧綱補任に、その理由を明記して、「依御持僧勞」とあるは。此れまた釋書資治表抹桑略記拔萃等以下すべての文と一致して居る。そして、資治表及抹桑略記拔萃等は十六年正月十六日のこととする。されば確實に善珠が僧正職補任の時日を知らんとすれば、先づ善珠が僧正に補せられた根本原因「御持僧勞云云」の事情を糺明調査せなければならぬ。

先づ延暦元年以前に起つた宮中の悲劇は、井上内親王ナカノミチノミチのそれである。井上内親王は光仁天皇諸王たりし時妃となり、即位の元年皇后とすゝみ、他戸親王を生み玉うた。寶龜三年（延暦元年を去る十年）讒によりて三月二日母廢位せられ五月御子他戸親王亦廢位せられた。井上内親王は寶龜六年四月薨せられたが、一説には憤怒凝つて現身龍となられたといふ。

次に起つた第二の悲劇は、延暦四年、長岡京の造營最中、九月に造營使の長官たる中納言藤原種繼が賊手に罹つて横死し、遂に廢太子（早良親王）の大獄となつた一條である。

このことは扶桑略記拔萃、元享釋書にも云へるが今一通り述べて見る。黃門侍郎藤原種繼は宇合の孫で淨成の子である。天平神護二年從五位下に叙せられたが、桓武天皇延暦元年には參議に昇り從三位に進み式部卿となりついで中納言に任せられた。天皇、甚だこれを信任し、常に帷幄に侍し、悉

く中外の機務を決せしめ給ふた。而して、種繼も亦才略あつて遷都を建議し、自ら造長岡宮使となつて此を遂行した。天皇は即位の月、同母弟早良親王を立て、皇太子となし給ふたが、常に四方に遊幸し、政を太子に委ねられた。時に太子が佐伯今毛人を寵し、擢んで、參議とせられたから種繼は天皇に奏して曰ふやう「佐伯氏の參議たること前例なし、請ふこれを罷め給へ」と、天皇はその言を用ひて今毛人を罷免し給はつたから、早良太子は大に怒り直に天皇に奏問せられたが、天皇もどより太子の言を御用ひなく、且つこれより太子をして政に與らしめなかつたから太子はますます憤怒の炎を燃やし玉ふた。延暦四年(長岡遷都の翌年)八月天皇は舊都平城に御幸し玉ひ、皇太子は種繼と共に留守せられた。時に長岡宮は未だ成らず、日夜、匠手、役夫が工作に従事してゐたが、一夜種繼が炬を照らして工事を監督してゐる矢先き、賊あつて箭を暗中から射て彼れに中てた。種繼はその傷のために翌日薨じた。天皇の變をきいて馳せ還られ、哀悼の情禁する能はず、正一位左大臣を贈り、且つその賊を搜索して左少辨大伴種人、左衛門大尉大伴竹良等數十人を捕へてこれを鞠問せしめられた。然るに種人等皆「皇太子の命じ給ふ所である」といふ。乃ち種人等の罪は決定し、或は斬られ、或は流れてしまふ。而して皇太子の處分は翌十月に至りて決し、太子をば廢してこれを乙訓寺に幽し給ふた、太子食を斷つこと十餘日にしてなほ死に給はなかつたから勅して太子を淡路に流したが途中で薨去し玉ひた。即ちその屍を淡路に葬つたが、その皇太子の靈が祟りをなすと信

せられた。早良親王廢されてから此年十一月二十五日、天皇の第一皇子(皇后藤原乙牟呂の所生)を立て、皇太子とした。時に年十二、然るに幾程もなく御惱に罹られ茲に數年に互つた。その一斑を日本紀略に、延曆十年十月甲寅^{二十}先是皇太子枕席不安、久不平復、是日向伊勢太神宮緣宿禰也。十一年六月戊子^五奉幣於畿内各神、以皇太子病也、癸巳^十皇太子久病、卜之、崇道天皇爲祟、遣諸陵頭調使王等於淡路國奉謝其靈、庚子^{十七}勅、去延曆九年令淡路國苑某親王(崇道)守家一烟、兼隨近郡司、專當其事、而不存警衛致令有祟、自今以後冢下置墮、勿使濫穢とある。また引續き、十三年五月廿七日には、皇太子妃藤原帶子が急に病んで頓逝になつたから彌々以て早良親王の御祟りと一般に傳はるやうになつた。然るに、此れまではその御祟りに對して「卜之」といふて陰陽道の言上によつて諸陵頭等を遣はしてその怨靈を謝してゐたが、延曆十六年に至つて其靈惱甚だしく醫巫共に効を奏せず遂に善珠が勅によつて持念するに至つたのである。此の怪異に對しも僧侶の與かることになつたのは全く此の善珠僧正を似て最初とせねばならぬ。正月十六日善珠がその怨靈に語つて「昔聞貧道言、曰已披忍辱衣、今何有之乎」といふて廣く法要を説いたから立處に太子の病愈つたといふ。

而して此事あつて以來間もなく其年四月廿一日七十五歳を以て寂した。一旦怨靈はなくなつたが善珠の死後、再び怪異が現はれた爲め重ねて御崇敬を加へられたこと日本紀略に「延曆十六年五月

甲辰十九日(善珠死後二十八日目)於禁中并東宮、轉讀金剛般若經、以有怪異也。乙巳日遣僧二人於淡路國轉讀悔過、謝崇道天皇靈也」とある。かくて延暦十九年七月に至り、勅によつて故皇太子早良親王を崇道天皇と追稱し、故廢皇后井上内親王を皇后と追號しその墓を山陵と稱せしめられた。

さて上述の寶龜三年井上皇后所廢の慘事と、延暦四年早良太子の悲劇事件との兩者の中、善珠の御持僧勞とは、その何れを指すであらうか、子輩は今、數個の史的徵證を根據として、「御持僧勞」とは正しく早良親王事件なるを意味し、従つて善珠の僧正職補任は延暦十六年正月である。といふ證左を示したいと思ふ。

(一)井上内親王事件に對する「御持僧勞」となす説は、たゞ七大寺年表に「傳云」として掲げてゐる一異説にすぎない。立證すべき文献といふはたゞ此れ一ヶ所である。即ち七大寺年表延暦元年壬戌の條下に傳云、皇太子不豫依井上^{廢位}靈^靈□□講般若經、御惱忽愈仍直^{僧正}云とある。延暦元年皇太子と云へば無論、早良太子以前のことになるから、後世祟りをなすべき御本人が却つて井上内親王の怨靈によりて祟りを受くるとすれば甚だ奇怪なこと、言はねばならぬ。而して、續日本紀卷三十三、寶龜六年四月の條には「己丑井上内親王、他^{ニシテ}戸王並卒」とあるだけで、善珠との關係史料は見出し得ぬのである。而して、若し内親王薨御の後、七年を経て延暦元年にさうした怨靈の沙汰ありとするも、善珠が此に對して御持僧勞のことは考へることが出来ぬ。何となれば、その後になつて延暦十年十

月、皇太子（平城）枕席不安の際には、伊勢太神宮に宿禱をなし十一年六月五日には畿内の各神に奉幣をなし、或は又同月十日皇太子久病の際には、ト之と云ふてある。蓋し此の御祟りといふは皆當時行はれてゐる陰陽道の言上であつたのである。然るに茲に初めて此の怨靈沙汰に關して僧侶の與かる事となつたのは延暦十六年正月二日享釋書扶桑略記等善珠の持念を以てその嚆矢とせなければならぬ。早良太子崩御の後間もなく祟りがあつたにしてもその時は僧侶は招かれなかつたのである。殊に、日本紀略前篇十三（大系本^{三七八}）及び日本逸史卷六（大系本^{四九}）の中に、

（延暦十六年）四月丙子^日僧正善珠卒年七十五、皇太子圖像安置秋篠寺。

とあつて、善珠の死後、直にその圖像を秋篠寺に安置せしめられたといふことは、一面に於ていかに善珠に對する皇太子（平城）の御歸依厚かつたかを察することを得ると共に、他面に於ては善珠の持念の勞は延暦元年ではなくてその十六年にあることを反證してゐるのではあるまいか。

於茲事前に屬する所の僧綱補任の延暦元年説は信ずることが出きなくなつた。然らば何故に日本後紀卷五、延暦十六年の條に、只僧正職補任のこのみを記して、その原因たる「御持僧勞」云云のことに言ひ及ばなかつたであらうか。思ふに、崇道天皇と種繼とに關係せる事蹟は、桓武天皇の朝には太子の祟りを恐れて朝廷の記録より削つた。然るに仲成の勢力を得るに及んで、早良太子の暴惡をあらはし亡父の冤をそゝがんと欲し、復た此を載せたりしたが、二人が不軌を謀つて誅せらるゝに及

んで、再びこれを削られた。故に續日本紀には種繼の薨去をば、單に賊のために射殺されたと記して早良太子の事を載せてゐない。従つて日本後紀にもさまざまの事情を遠慮してかゝなかつたのである。

(二)尙そればかりでなく、大唐大慈恩寺法師基公碑の奥には「案唐年代曆、並和曆錄、壬午永淳元年、此文云永淳二年歲次壬午者、是可悞也、又唐永淳元年、當倭天武天皇即位十一年壬午也、言天武天皇者、淨原天皇也、自基滅度永淳元年歲次壬午、至延曆七年、歲次代辰合二百七年也、釋善珠記」とあり、また、善珠僧正直筆にかゝる唯識論後序の跋尾に、「沼法師、開元二年歲次甲寅十二月十一日滅度、從其甲寅至延曆七年歲次戊辰合七十五年開元二年當日本世之元明天皇即位和銅七年甲寅也、追得碑文、釋善珠之」とある。即ち延曆七年にはたゞ「釋善珠」であつて僧正職に上つてゐない。而して、延曆十一年二月、善珠の施物に關して大藏省の奉請されたことがあるが、此時もたゞ法師とのみあつて僧正の冠名がない。即ち、類聚國史卷百八十六佛道部の下に曰く、

「桓武天皇延曆十一年二月乙卯、大藏省奉請頃年所施善珠法師(僧正の冠名なし)繩綿類、以法師辭而不受物實在省。伏望依敎返納官庫上聞而驚焉」。

而して同じく類聚國史であつて、延曆十六年正月僧正職に補任せられてからは、明らかに「僧正善珠法師」といふてそれ已前と區別せる點を見て、一層、延曆十六年補任説の眞なるを確めうるのであ

る。類聚國史第八十六卷七頁に曰く「延曆十六年正月己酉、大和國稻三百束施僧正善珠法師弟子僧慈厚、以事師無倦也」(日本後紀第五卷も同じ)

(三) 神代より、後伏見院天皇までの國史を編年的に叙述した卅卷本である、歷代編年集第十二卷(一名帝王編年記)には、延曆十三年に於て善珠に僧正職の官名を附せることを記して居る。即ち

「同延曆十三年甲戌九月三日壬午、供養根本中堂。天皇御願、檀主最澄禪師、大導師善珠僧正」(歷代編年集第十卷) また、此れと同じく延曆寺本記に記して云ふ、

「延曆十三年甲戌九月三日、願主最澄禪師、桓武天皇行幸、中堂北邊御所、導師興福寺善珠僧正、呪願藥師寺如寶」とあり。正しくこれにも僧正の官名を冠しておる。抑々當時朝家の歸依を一身に集めたる傳教大師は、延曆七年桓武天皇本命の伽藍として根本中堂を比叡山に建立し、同十三年天皇の臨幸を得て供養の盛典を舉行したることであるか、此の供養たるや、天台霞標や延曆寺護國緣起等には見えない一説で頗る疑を挿まざるを得ない。この存否不明瞭なる薄弱なる史實を唯一の證左として、延曆十三年に僧正職であつたとなし、後紀并に釋書の十六年説を否定すべき材料に供するのは餘りに早計の沙汰といはねばならぬ。若し假りに十三年にこの一大盛典ありとしても、またこの僧正説を否定すべき唯一の史的徵證の鎗がある。即ち、九院佛閣集(傳教大師全集別卷二六八)に曰く、

延曆十三年甲戌九月三日壬午桓武天皇御願、最澄禪師施主、上卿大納言正二位藤原朝臣小野鷹奉行左大辨從三位紀朝臣佐教、大導師善珠興福寺大法師興福寺如實後任僧正、授與導師呪願、左方別座、大法師如實、導師、右方別座、大導師善珠、呪願師未別座、故左方請仰、別座、導師未別座故別座。」
或はまた釋家初例鈔(群書類從十五四七〇)に、

綱所著赤袈裟例、延曆十三年九月三日乃至大導師興福寺善珠法相大法師……本朝始延曆寺供養奉行賞賜赤袈裟、

とある。かくの如く善珠は大導師の役をつとめてゐるが、たゞ大法師たるに留つて當時僧正職に補任されてゐなかつた。

(四)尙、延曆十二年正月、善珠七十一歳の時、比叡山文殊堂供養會には堂達の役を勤めてゐるが、矢張り大法師たるに留つて僧正の冠名は附いてない。即ち、

文殊堂供養、今號毗沙門堂

延曆十二年正月一日壬午檀主、最澄禪師、右方(讀カ)讚師興福寺行賀大僧都興福寺、法相唱常騰大法師興福寺、散華勝虞大法師興福寺、常達善珠興福寺大法師興福寺、左方導師賢憬興福寺大法師興福寺、呪願義真興福寺大法師興福寺山門(九院佛閣集)

文殊堂供養、今毗沙門堂
延曆十二年癸酉正月一日

壇主傳教大師 御年廿七

左方

讀師行賀大僧都興福寺法相宗散花阿波國人勝虞大法師興福寺□□□等大法師東大寺堂達善珠大法師興福寺

右方

講師賢標大僧都興福寺呪願義真大法師山、(藤カ)唄常勝大法師興福寺、叡岳要記、群從十五(五七六)

これら二、三等史料を並列してその論證を試みてゐれば實に際限ない次第だが、要するに、延暦二年若しくは延暦三年僧正職補任といふことに就ては願所すべき價値なく、また井上内親王怨靈事件に強ひて附會せんとする延暦元年僧正職補任に就ても、亦前述の理由によりて是を妄信することは出来ない。吾人は茲に日本後紀の十六年僧正職補任説に決定するを得たのである。

四、御靈神社の由來

善珠が勅により皇太子の病に侍し、般若無相之理を説くことによつて、能く醫巫共に驗なき早良太子の怨靈を治した所の功績は、當時朝家に對する一大功勞として表彰され、天皇直授僧正官の一事によつても能くその消息を知ることが出来る。彼れがこの一大恩典に浴してから、教界に於ける權威は素より一世を壓したであらうが、惜しいことには間もなく彼は遷化した。而して、茲に千載の怨恨を抱いて黄泉の鬼となつた所の早良太子の魂魄は、これより幾久しき年月の間、僧侶の手

によつて轉經悔過せられた事(十六年五月乙巳)もあり、從五位上行兵部大輔等によつて幣帛を齎らしめられたこともあつた(十八年二月己丑)。かくて延暦十九年七月己未、勅によつて早良太子を崇道天皇と追號し、此れより下つて御靈神社の奉祭に至るまでのさまじくの早良太子に對する「慰神靈之怨魂」的の事情は、その淵源する所、皆善珠の創意に出づるものと言はねばならぬ。今や初めて親王の靈魂は安らげき成佛の道を得たのである。

後世多く八所御靈を安する所の「御靈神社」を、善珠が自ら創建したといふのでは無論ないのだが、兎に角善珠の寂後、幾ばくもなく、早良太子の怨靈を神に祠つた所の御靈神社が出るやうになつたその根本源流は、確かに善珠の獻策にあるは疑ひを容れぬのである。

然らばその起源はいつ頃であらうか、清和帝貞觀五年御靈社祭神の内、六座を神泉苑に祀らせられたことが、是れ正しく祭神を勅祭したことの正史に見へた初である。三代實錄に、

貞觀五年五月廿日壬午、於神泉苑修御靈會、勅遣左近衛中將從四位下藤原朝臣基經、右近衛權中將從四位下兼行內藏頭藤原朝臣常行等監會事、王公卿士赴集其觀靈座六前、設施凡筵、盛陳花果、恭敬薰修、延律師慧達爲講師、演說金光明經一部、般若心經六卷、命雅樂寮伶人、作樂、以帝近侍、兒童及良家稚子、爲舞人、大唐高麗更出而舞、雜伎敬樂、競盡其能、此日官官開苑四門、聽都邑人出入縱觀、所謂御靈者、崇道天皇、伊豫親王、藤原夫人、伊豫親王母子及觀祭使(蓋し、藤原廣嗣)、橋逸勢、文屋宮田麻呂等是也、並坐

事破誅。冤魂成厲，近代以來，疫病繁發，死亡甚衆，天下以爲此灾御靈之所生也，始自京畿，爰及外國，每至夏天秋節，修御靈會，往々不斷，或禮佛說經，或歌且舞，令里貫之子，靚粧馳射，膂力之士，祖揚相撲，馳射呈藝，走馬爭勝，倡優曼戲，遞相誇競，聚而觀音，莫不填咽，退爾因循，漸成風俗，今茲春初，咳逆成疫，百姓多斃，朝廷爲祈，至是乃修此會，以賽宿禱也，二次に又た同書に

貞觀七年六月十四日癸亥，是日禁京戢七道諸人，寄事御靈會，私聚徒衆，走馬騎射，小兒聚戲，不在制限とある。また大日本史八十八には、

崇道天皇中略貞觀五年勅修御靈會於神泉苑，禳疫疾，崇道天皇爲第一座，後世造社祭之，所謂八所御靈之一也といふ。蓋し桓武天皇の御宇，崇道天皇を第一座として祀られ玉ひたを御靈社の嚆矢となし，「遠碧軒雜記上神祇」には上下御靈兩社者桓武天皇建立云云

後世、祭祀神を増し、四座或は六座となり遂に八座を鎮座するに至り、茲に所謂御所八靈をなすに至つたであらう。雍州府志二によると、八所御靈の内桓武、仁明の兩朝に四座づゝを祀り、桓武の時は上四所、吉備聖靈、崇道天皇、伊豫親王、藤夫人を勸請し、仁明の朝には、下四所藤、橘、文の三大夫、火雷天神と勸請したといひ、又或説によれば「初めは伊豫親王、藤原夫人の二座を奉祀したが後に八座を併祭するに至つた」といふ。また御靈社が八所ともに祭らるゝ事は朱雀院の天慶二年に始まる（菟藝泥赴）ともいふ。要するに八座共に勸請するに至つた年時は、的確なる史的

徴證なき限り容易に信することは出来ぬ。諸社根元記上に「八所御靈中右勸請年紀不分明、下御靈社者八所内分氏神泉苑仁祭申也」といへば誠に宜なりと言はねばならぬ。後世の所謂八所御靈とは左の如くである。

- 1、吉備聖靈——前右大臣正二位勳二等吉備眞備、光仁帝寶龜六年薨、
- 2、崇道天皇——光仁帝第五皇子早良親王、桓武皇太子、
- 3、伊豫親王——贈一位中務卿伊豫親王、桓武皇子、
- 4、藤原大夫人——贈從二位夫人、藤原吉子、右大臣是公の女、
- 5、藤 大 夫——太宰少貳從五位下藤原廣嗣、式部卿宇合の長子、
- 6、橘 大 夫——贈從四位下但馬權守橘逸勢、贈太政大臣正一位奈良麿の孫、右中辨入居朝臣の子、
- 7、文 大 夫——從五位上筑前守文屋宮田麿、
- 8、火靈天神、

京都にも上御靈、下御靈の二社あり、奈良にも、秋篠にも、宇智、或は攝津にも、播州或は淡路にも、至る處その由緒の地に此の八柱の神を祭祀してゐる。奈良御靈社の祭神は、吉備大臣と火雷神とがなくて井上皇后と他戸皇子とが加はつておる。而して、八社必ずしも皆善珠の祭つたのでは無論ないのだが、元來、御靈神社が善珠の創意なりと傳ふるまゝに申したのである。本朝神社考六に「世

俗傳云、桓武時、早良太子、井上内親王之靈爲祟、最澄法師言帝爲立其社、其後世合祭有八社之神に、延暦十六年善珠の寂後、その遺志を受けて茲に最澄の力を待つて御靈神社を創立し得たのである。

前述の如く、八所御靈の勸請せられたる神體を驗すると、「むかし謀叛をおこして、その心ざしをどげず、あるひは又何事にても、うらみをふくめる人の靈をまつられたる社」(樵談治要)であるが、その祭神に就て書物により大同小異がある。三代實錄七卷にいふ所の清和帝の時、神泉苑に於ける御靈祭は、六座を祀つたゞけで吉備大臣と火雷天神との二柱が缺けてゐる。近衛帝天養年間、橘忠兼の作つた以呂波字類抄波橘逸勢傳奥書(續群)百九十一、諸社根元記上。雍州府志二。等によつてみると、「吉備大臣」を八座の中第一座にかゝげてゐるが、神社叢錄京中三には、光仁帝寶龜六年に死んだ所の前右大臣の「吉備真備」ではなくして、正しく吉備内親王たることを主張してゐる。八座の中、第八座に位せる火雷天神と云ふは、その神籍頗る不明瞭なもので、後世、玄防僧正に附會するに至り、僧侶を神に祀り上げるといふことになつては甚しき謬説と云はねばならぬ。明應八年春原國枝齋部枝次、藤原貞次、齋部國次の四氏所著なる出雲寺記によると頗る他書と異なる所がある。即ち、

- 1、吉備大臣、
- 2、崇道天皇、
- 3、伊與内親王、
- 4、伊與親王

- 5、橘逸勢、 6、大宰少貳弘嗣、 7、宮田麿、 8、玄昉僧正、

聖武天皇依勅爲求法入唐、法相宗之祖師、豐後國五代寺供養時鬼神來奉敬容玄昉靈彼鬼神於天爲殺害彼鬼神ニサキテ奈良
部ニ被落頭落所者頭タウノ辻手ノ落所足落所手タウノ辻足タウノ辻トテ至今申事ハ此故哉殊早當割雷火雷天神ト申、云云

右、出雲寺記に傳はれる八所御靈祭神の中、伊與親王の御名、曾て史上看えられたことなく、恐らく伊豫親王の母、吉子藤原夫人の誤りであらうし、次に伊與親王は全く伊豫親王の文字の錯誤であらう。僧玄昉を火雷大神の御事とせるなどは愈々以て笑止の沙汰である。

扱又一方には、後世に於て八所御靈を勸請の神座の數によつて名けるのではなく、その社祀の所在によつて名くるやうにもなつた。拾芥抄靈所部には外記日記を引用して三所御靈を説いてゐる。曰く、西寺御靈堂、上和御靈堂、吉祥院是である。山城國には八柱の神(所謂八所御靈)を八ヶ所に祀つて祭神、所在、共に八所なることを示して居る。

神祇拾遺によれば八靈御靈事として左の如くいふ、

- 1、藤 杜、一品舍人親王諡、崇道盡敬天皇。
- 2、京極上御靈、一本云出雲路御靈、崇道天皇、吉備公、
- 3、京極下御靈、伊豫親王、
- 4、高野御靈、藤原大夫人、崇道天皇、

5、木津御靈、藤原廣嗣、

6、上桂御靈、菅原天神、

7、下桂御靈、橘逸勢、

8、綴喜御靈、文屋宮田丸、右山城國祭之。

また、神社啓蒙によれば、六個の御靈社をあげ、その下に各々祭神を記して居る。即ち、同七頁に曰く。

1、御靈社、(山城國高野御靈是也、
一云、京極上御靈の内) 崇道天皇、

2、京極下御靈、伊豫親王、

3、京極上御靈、藤原大夫人、吉備公、

4、綴喜御靈、文屋宮田丸、

5、下桂御靈、橘逸勢、

6、上桂御靈、藤原廣嗣、火雷天神、

京羽二重五などを見ると、八所御靈は、上御靈に二座、下御靈に一座、中御靈は御旅所であつて、殘

五社は加茂川大洪水に流れ、西の岡、木津川の邊に鎮座すといふやうに説いてゐる。八所御靈の變遷などそれからそれへと説いても本論との關係愈々稀薄となるを以てすべて是を略するが、要するに御靈社を創建するに至つた創意者としての善珠の功績を大に認めねばならぬ。是れによつて早良

親王以下の怨靈は地下に瞑するを得べきであらう。而して、八所御靈が古來法相家の言ふ所の八識を表示するものだといふ考へは、後世の附加たるや申す迄もなき事である。

五、善珠創勅の寺院に就て

立防の門下に、報恩及善珠の二高僧を出したといふことは申す迄もなきことながら、前者はその師の譲を受け、清水寺即ち今の福智院に住し、また子島寺を勅建したことに於て有名であるが、一方善珠はその一生に於ていかなる寺院を建立し、そして現今その寺趾を存するであらうか、嘉吉元年所録の興福寺官務牒疏によりて見ると、光仁天皇寶龜三年に近江國に四ヶ寺、大和秋篠郷に一ヶ寺を建立したことがわかる。興福寺官務牒疏近江國の條下に曰く。

(1)、善○通○教○釋○寺、在蒲生郡長寸郷、奥津保中之郷、僧房二十四宇、鎮守廣峰大王、本尊藥師、丈六尊像、仁秀僧正彫刻學頭本光院、

(2)、蓮○法○光○寺、在同處長寸社、西去五町餘、香川社側、僧房十六宇、本尊藥師佛、

(3)、現○善○王○寺、在同處左久良、安願菩薩開基、僧房十宇、本尊寶生佛、

(4)、妙○樂○長○興○寺、在同處杉杣、號杉杣寺、僧房二十宇、本尊半丈六藥師佛、

右四箇寺者光仁天皇寶龜三年、善珠僧正本願之伽藍也、殊爲長寸上下神、大屋神之法樂精舍處也。

と。而して此の四箇寺の創立は、實に善珠五十歳の時にして、またその年の三月三日、井上内親王、

他戸親王の廢されたといふ年にて何となく兩者の間に因果關係あるが如く考へらるゝが、併しその緣由に就ては更に後檢を俟たねばなるまい。善珠の建立寺院として最も名高きはかの秋篠寺である。即ち彼は秋篠寺初住者にして、又た同寺に於て寂せられ、古來秋篠善珠、若しくは秋篠僧正としては人々によく膾炙せられてゐる。墓趾も現在同寺の側に殘つて遠く一千年の往時を語つて居る。官僧として立つ時の善珠は恒に、興福寺僧善珠として署名したのであるが、彼が後半世秋篠寺に幽棲してからは、概して秋篠善珠の稱呼を用ひた。さればその著書成唯識論序釋の第一頁に署名して秋篠善珠集といふが是れ恐らくは彼が晩年の著述であらう。

而して何年に是を開基せられたるかは、頗る疑問の存する所にして、興福寺官務帳疏には「秋篠寺、在秋篠郷僧宇十六坊、光仁桓武二帝勅願、寶龜七丙辰年開基」といひて寶龜七年五十四歲開基説をかゝげてゐる。大和志の著者は此を受けて、添下郡の條下に「正堂、太元堂、香水堂、鐘樓、子院七宇、寶龜七年建、勅封一百戸施於常住寺云云」といふ。然るに世に、保延五己未歲五月八日の奥書ある和州添下之郡阿陀縛狗山秋篠寺眞言院之緣起一卷あり、その中に「光仁帝寶龜十一年奉勅開斯靈場、事載之於別記矣」といふて寶龜十一年開基説を立てゝ居る。また、嘉元元年十一月太政官より彼の西大寺に牒する文（内閣庫所藏西大寺文書に載す）に曰く、

「秋篠寺者經十六箇年（天平神護元年）寶龜十一年於秋篠山之麓被立小寺假彼山之名字稱秋篠寺」

といふて同じく十一年開基説を主張して居る。されど此も亦たやすく信することが出きぬ。何となれば、寶龜十一年は、續日本紀によるに、正しく封百戸を秋篠寺に施入するの年である。續紀卷三十六、寶龜十一年六月の條に曰く、「六月戊戌勅、封百戸永施秋篠寺。其權入食封限立令條。比年所行甚違先典、天長地久帝代藥物天下物非一人用。然緣有所念永入祔封、今謂永者是一代耳、自今以後立爲恒例、前後所施一准於此。」

若し、元亨釋書卷二十三資治表によらば九年秋七月秋篠寺納封とあり、又扶桑略記拔萃によらば、十年九月納封(寶龜十年九月十六日官符)のことを記して居る。兩者何れにしても納封の事を記せども、更に造寺のことを言はないのであるから縁起若くは後世に出來た嘉元元年の文書の中に、寶龜十一年とあるは、續紀納封の記事より轉じ傳はつたものであつて、決して確かなる造寺の年時ではない。其上保延五年(善珠寂後三四三年)に出來たといふ同寺縁起も頗る怪しげな書物で殊に阿陀縛狗山云々の變挺子な題名を附せるが如きは、益々史的價値の稀薄なるを思はしむる。されど諸種の史料を綜合して考ふれば、恐らく寶龜七年から十一年頃までの間に創勅せられ官寺の位置に列するを得たるは事實であらう。續紀第三十四及釋書第二十三によつてみると、寶龜七年五月六百僧を宮中に召して大般若經を轉讀し、災を攘はしめたこともあり、釋書資治表によれば、同年十二月、井上廢皇后、及他戸皇子母子の靈崇を攘はんがために國分寺に於て金剛般若を讀ましめたこともある。於

茲、予の獨斷なる嫌ひあるかはしらぬが、或はその怨靈鎮謝の意味を以て善珠に命じて秋篠寺建立に及んだではあるまいか、かくて創建せられた秋篠寺は、延暦十七年十一月、大和國添下郡荒廢の公田二十四町と舊地一ヶ處を施入されて(類聚國史)寺田となし、大同元年四月廿二日には大安寺、及び秋篠寺に於て五七齋を行はせらるやうに(日本後紀卷十三)なつて益々認めらるゝに至り、次で弘仁三年三月八日には復もや封一百戸の施入(日本後紀)を賜はつた。かくて往古法相宗なりしが中古、醍醐三寶院に屬し、曾ては修驗道の道場であつたが、近世淨土宗西山派の所屬となつた。秋篠寺に關する史料として現存せる唯一のものは、三島郡三島村太田善右衛門君所藏の金口である。今より六百二十一年前鎌倉時代の所作にして我金石史上新たに發見せられた逸品である。所鐫の銘文は左の如くである。

秋篠寺鐘、大工四郎友氏

正安三年辛丑二月晦子時

別當法印光譽、執行盛尊

次に、奈良縣史蹟勝地調査會報告書第三回、佐藤委員報告の中に、善珠僧正を以て岩淵太后寺の僧となす、太后寺とは興福寺現住僧帳及び伊呂波字類鈔によれば明かに十五大寺の中に數へ、延久二年知事法師長圓、權專當法師尋慶の撰なる興福寺資財帳によれば「太后寺田三反三百步、十七條三

里四坪とあつて同寺の寺領を示して居る。而して古來秋篠善珠の名をきいて曾てまた岩淵太后寺の僧善珠としてきいたることなし。従つて太后寺と善珠との關係等すべて是を知らない。茲に未熟の現狀を開陳して諸氏の教示を乞ふ所である。

六、學 系

法相唯識宗の傳來には前後四回あつたといふも、後には二教系となつて傳播した。一は北寺傳にして他は南寺傳である。北寺は興福寺傳にして、御笠山の麓に所在してゐるから、復御笠傳とも稱し、南寺は元興寺傳にして、元と飛鳥の地に立てたがため一名飛鳥傳と呼んでゐる。而して善珠の學系は申す迄もなく北寺傳に屬するのであるが、然かも此寺傳の特長とする所は、南寺系の三藏直傳なるに反して、今は支那三祖、慈恩、淄洲、撲陽の研鑽講學を経たるだけ、それだけ義論緻密、教理具備せりといふ點に在る。然かも其教本朝に渡來するや孜々黙々として是を研究し、構成し、紹述せしものは、實に善珠僧正その人である。即ち彼は、日本法相北寺傳中の大宗師と言ふべきである。然るに善珠の時、既に南北兩傳てふことが有つたかどうかは大に研究すべき問題である。先輩の講録中に、善珠著義燈増明記に南北兩傳の名稱が出ていると言ふが、冠頭より卷尾に至るまで、細大漏さず眼を通したがそれらしき語はなかつた。而して南北兩傳の語が、圖書の上に載つたのは、恐らく法相燈明記一卷を以て嚆矢とするであらう。本書は、仁六年興福寺の僧漸安が維摩會上に於

て録せるものにして、兩寺學徒の間に齟結せる内明十義因明六義の異義を載せて居る、申すまでもなく南北兩寺の異義である。法相燈明記に曰く「本朝佛法流行、從廣庭天皇十三年壬申、至弘仁六年乙未歲、合二百六十八歲、其中間元興々福二寺先德、諍法相義、已逕年數、于今未息云云」と、これによる「諍法相義、已逕年數」とあるが如く、一見南北の論諍は餘程久しき以前より行はれたやうだが、明瞭に南北兩寺傳などいふ名稱が、しかく以前より行はれたものではない。何となれば善珠の著書の中に於て、いづこを搜してみても、更に其語なきに徴しても知るべきである。しかるに下つて護命の研神章に來れば、殆ど仇敵も只ならざるが如く、北寺傳に對する反撥的口吻歴然として現はれて居る。是れ一は兩者の性格の相違に依るものとは言へ、又他面に於ては時代の推移をも知ることを得べく、更に復、南北兩傳てふことの具體的論争の由て來る根元をも知るべき好史料たるべきである。

而して、此の南北兩流は嗣法絶ゆることなく後世まで存した。殊に北寺系の傳燈には中世以後幾多の高僧碩學相次で出で、獨り法相宗本所の名を擅まゝにするに至つた。三國佛法傳通緣起卷中には「興福元興南北兩寺學者衆多競立義理、因内二明互諍金玉、朋黨相扇成兩寺異、乃至當代興福一寺學侶繼踵論難彌昌、並是智鳳玄叻後裔門葉而已」といひ、又た「興福寺者自古已來乃至後代專學法相、學侶繁昌論難彌昌、學侶不知數鑽仰不限年、智海濬々、義峰峙々、欲陳其相承次第、橫豎支派難卒

舉盡」といふ。更に八宗綱要下には「日本玄昉僧正入唐、受學樸楊大師、還善珠僧正、自爾以來次第相承滿寺修學、于今不絶」とあるを見てわかる。それは兎に角として、學系を異にせる南寺の護命が、法敵の巨匠たる善珠を目して「聖朝大名師」と稱し、また「戒珠無瑕、慧鏡有鑒、延曆年中、於中宮寺、講因明」と言へるは、蓋し是れ後進の護命がいかに先輩善珠を尊敬せしかを知ると共に、偶々以て善珠の新史實を傳ふるものとして珍重すべき史料ではないか。

七、著述

日本佛教研究界の一機運を啓ける、先驅者善珠は、其著書に於て頗る多數であるが、現存するもの僅かに八部に過ぎない。而して諸目錄を検するに、東域傳燈目錄及び諸宗章疏錄及增補(平祚錄)の兩書は善珠著書の中、殆んど全部を網羅せるを以て、今便利のために兩書所載の書目を併記し、比較對照せしめ、以て卷數若しくは書名の廣略異同を知らしむることにした。善珠の著書は左の如くである。

【東域傳燈目錄】

- (1)、般若心經幽贊記一卷 善珠撰、或爲二六卷
- (2)、法華經肝心一卷 善珠撰、
- (3)、新院無量壽經贊抄一卷 善珠抄、

【諸宗章疏錄及增補】

- 心經幽贊記二卷 善珠述、
- 法華肝心一卷 秋篠善珠述、
- 無量壽贊鈔一卷 善珠述、

(4) 上下兩經疏三卷 善珠 又云略贊

(5) 藥師本願經疏一卷 又云女贊

善珠、東寺錄云、藥師經疏八卷、可_レ是取集、

(6) 八名經疏一卷 善珠、

疏、字南本_二私記、

7) 金剛壽命經疏一卷 善珠撰、

(8) 不空罽索經疏一卷 善珠撰、

(9) 最勝遊心決三卷 善珠、

(10) 最勝經題記一卷 同上

(11) 注梵網經略抄三卷 善珠、

(12) 成唯識論肝心記八卷 善珠、梵釋寺第四次

(13) 成唯識論分量決一卷 同上

(14) 唯識增明記四卷 寫本現流 善珠、盡燈第一

(15) 百論□□卷 善珠、見第六卷在、

(16) 因明義抄二卷 善珠 北院、

17) 因明論明燈鈔六卷 善珠撰、分十二卷寫本現流

彌勒疏三卷 亦云略贊 善珠述、

藥師疏一卷 善珠述、

八名經疏一卷 善珠述、俊錄云私記

金剛壽命疏一卷 善珠述、

不空罽索鈔一卷 善珠述、

最勝遊心決三卷 善珠述、

最勝題記一卷 同

梵網略抄三卷 同

唯識肝心記八卷 同

唯識分量決一卷 善珠僧正述

了義燈記一卷 善珠述、○按亦云增明記、有四卷盡燈第一、

廣百論記 闕卷數 善珠述、

理門義鈔二卷 同

明燈鈔十二卷 善珠僧正述

(18) (不出)

(19) 法苑義鏡口卷 藏俊注進目錄、亦不記卷數

善珠撰、現流刊行本六卷あり
蓋是其殘闕耳

二諦記一卷 珠、可入義鏡御殿、

(20) (不出)

(21) (不出)

以上二十一部の外に、輿隆集佛典疏鈔目錄には無量壽經註字釋一卷 秋篠善珠述、未行于世 とありて更に一卷を

加へたれど、長西錄には無量壽經註字釋一卷 善珠法相宗日本人、亦云善珠弟子作 といふて門弟の著作なりといふ一異説

を出して居る。然しながら、東域錄、平祚錄、俊録等に無量壽經贊抄、一卷のみを出だして、その

これを載せざるは、恐らく同一書の謂に非ざるなきか、或はまた門弟著述として是を省きたるか、

何れかその一方と思はれる。更に法隆寺補忘集には慈恩大師贊註、立并傳十卷を善珠の著作として

あげ、本朝高僧傳善珠傳系文には十九歳撰として述記抄十卷を載せてゐるが、恐らくは唯識論肝心

記八卷と同一書を指すであらう。

如是驚くべき多數の著書に上るが、惜い哉現存せるは、法苑義鏡五卷、表無表章義鏡一卷、梵網經

略抄四卷、藥師本願經贊一卷、了義燈增明記四卷、述記序釋一卷、因明論疏明燈抄十二卷、唯識分

法苑林章記一卷 善珠述

法苑義鏡 善珠述、○按、未知卷數、今傳世者、五心斷障、二諦、大種造色、表無表、五章之記五卷而已。

(不出)

彌勒鈔一卷 善珠述、出俊録

唯識疏序釋一卷 同

量は一卷、の八部である。これらは皆、日本大藏經に編入せられて大に學界に貢獻して居る。而してその著書を一瞥して感ずることは、行文流麗條理整然として、洵に唐朝先賢の製作に譲らざる底のものあるを認むると同時に、他方經典の註疏などに於ては、むつかしき教義問題に接觸することなく、専ら文句の註解に重きを置き、何人にも該經典を了解し易からしむるに努められた點である。殊に、其著書の選號を見るに及んでは、洵に堂々たるものにして、當時日本の教界を代表せる對外的氣分が漲つて居るのを認める。即ち天應元年五十九歳の作と傳ふる因明明燈鈔には「日本沙門釋善珠抄」といひ了義燈第一卷を註釋したる義燈增明記には「日本沙門釋善珠述」等とあるもの是にして、思ふに當時流行の書が殆ど支那撰述のみなりしより、該輸入圖書と區別せんためかくは「日本」の二字を冠せられたでもあらうが、然かも復自然に、日本國を代表して、當時文化の中樞として勝ち傲つてゐる支那著述界に對抗せんとする國家的熱愛氣分を現はせるものであらう。是れ宛もかの聖德太子の三經義疏の題下に「此是大委國上宮王私集非海彼本」と註せられたると好一對ではなきか。

八、善珠の來世思想に就て

善珠の自内證たる來世思想は一體、何であつたであらうか。「往生内院聞法信解證唯識性速成佛道」といふ底の法相家の通有性なる兜率願生者であつたであらうか。本朝高僧傳の著者は同書善珠傳中に「珠常念彌勒時人僉曰、上生都率」といふて居る。著者は何によりて此の語をなせしやてふ

其の正所依の原本をば知り得ないのを恨みとするが、宛に角善珠の兜率願生者たることをば説いて居る。成程、彼が著書を驗しても、彌勒上生下生成佛經三卷、彌勒鈔一卷の如き上生思想に關係した著述がないではないが、只此れだけの比較的後世に屬する薄弱なる史料を以て彼が來世思想を速斷せんとするは餘りに早計に失するやうに思ふ。善珠は果して彌勒崇拜上生思想者であつたであらうか。

史料の乏しきを提げて善珠の來世思想を窺はんことは甚だ僭越の業なれど、予輩は、善珠の自内證を以て、現世は藥師佛崇拜にして來世思想は西方願生者であり、然かも兩思想は共に、相矛盾せざるものと論定したいと思ふ。先づその著書藥師經鈔上卷三頁には「今幸蒙聖朝無限之慈遇藥師如來般若之御法會無遺舉顯懺悔發露仰願諸佛慈悲方等父母菩薩知識以他心智照我心中開淨天耳聞我誓音墮罪業山竭煩惱海斷生死河本願大悲故攝受我懺悔南無」といふて藥師悔過の文をさゝげて居る又た善珠僧正建立の寺院に就て考ふれば、現善王寺を除くの外秋篠寺及び蓮法光寺は共に本尊藥師佛であり、善通教釋寺は本尊藥師丈六の尊像であり、妙樂長興寺は本尊半丈六の藥師佛でありて皆藥師佛を安置してゐる所を見ると確に藥師崇拜である。殊に藥師崇拜は我國最古の思想である用明帝發願の法隆寺金堂の三尊が藥師であつたことは言ふ迄もなく、近江朝に入つて持統帝のために起された藥師寺の如きも最も顯著なものである。降つて天平時代から奈良朝末に至つては藥師

崇拜の思想は愈々盛んになつて、當時の古文書を見ても、その藥師經がいに盛んに行はれてゐたかゝわかる。且つ我國に於て藥師如來の尊像を奉祀して且暮、禮拜供養する名刹は、大むね法相宗であつて、南都の法隆寺、藥師寺は申すまでもなく、新藥師寺、西大寺、招提寺を初めとして、南寺系元興寺では藥師彌勒を本師佛となし、興福寺亦その東佛殿院に藥師佛を崇め奉る如き、皆藥師思想が中心となつてゐる。當時の時代を考へると、彌勒崇拜の事蹟を遺さなかつた善珠は、恐らく藥師崇拜の思想であつたと思ふ。

次に起る問題は、若し藥師崇拜者ならば従つて來世に對しては東方世界往生を希求すべきである。是れは一應の道理であるが、しかし現世的藥師思想であるからとて、必ずしも來世往生思想が東方藥師瑠璃光世界にあるとはきまつて居らぬ。現世に對しては藥師的でありながら來世の信仰對象としては西方彌勒にあることは、我國上代に於ける、淨土敎家に於てはまゝあることであつて少しも矛盾しない。抑々藥師本願經を見るに、その中極樂世界の名の出したる處二ヶ所あり、一は同經上卷の「如西方極樂世界功德莊嚴」の文と、他は同經上卷の次此善根願生西方極樂世界」の文是れである。即ち東方藥師淨土の願生を勧めるべき釋尊所説の經なるに何故に西方極樂世界の往生を勧めるのであらうか、その問ひが心の中に浮ぶであらうが、事實、藥師經の中に極樂往生を勧めてあるから仕方がない。藥師經に「かりそめにも耳に此經の名を聞かんか、現に正定聚不退轉の位に住し、決定

して極樂に往生せん若し一度び口に藥師の佛號を稱せんか、忽ち三界の火宅を脱離して再びこの迷界に還來せざるべし」といひ、又藥師の名號を聞かば、臨終の際、八菩薩の來迎に遭ひ、極樂國に往生する所以を説きたる所などは、蓋し藥師本願經の特異なる點であらう。

要するに藥師經の眞精神は正しく西方願生思想であるといふ事の事實的證明を得た。

善珠僧正が老成期の著述たるのみならず、亦た恐らくは最後の絶筆であらうと思はるゝ善燈増明記を見ると、晩年に於ける彼は、その思想及び信仰が益々圓熟の境に向ひ、ひたすら西方を願つたのであつた。曾ては起立塔像も讀誦經典も燃燈供養も、すべてのもの皆現世の福樂を希求する料であつたが、老先き短かきいまはの際となつては九品の淨土が戀しかつた。曾ては平城宮野寺に於て施皎僧頭を讀師として大法會を修して靈告を贈り救つたことや（日本靈異記下）勅によりて御持僧勞をなして怨靈を退治したことや、これらさまざまな現世藥師的の行ひは、夢の如く去つて今は彼の心は、一すぢに西方の要路にあつた。

善燈増明記の開卷の自序にいふ、

五濁末世、心惑深、
三藏本教難知宜、
我今隨力迷本文、
蓋後生暇思疲勞、

令法久住於世間、
生々法灯令不絶、
由及修設往生緣、
於法檀主諸衆生、

共○生○西○方○安○樂○國、
唯願種覺加神力、
臨命終時放慈光、
引○導○清○淨○安○樂○界、

歸命頂禮三寶由、

願遙加護照闡懷、

所獲功德施群生、

同乘智船遊性海、

又た同第三卷、義灯第一本を釋し終つていふ。

「備述本文、開導童蒙、庶不厭繁、得如實解、以之爲因、必生西方、共得相見焉、」

又た第四卷終に云ふ。

「增明本旨、爲期西方、乃至蓋後生暇以之、卽爲往生勝緣、願六和法俗深存斯志、見聞熏習、所生功德、以共々往西方、欲得相見、」

これ卽ち善珠の來世思想が西方にあつたといふ唯一の證左ならずんばあらず。而してその著書に於ても西方淨土に關するもの、無量壽經贊鈔一卷及び無量壽經註字釋一卷との二部二卷の述作がある。共に散逸して内容を得る能はずとするも、彼が西方願生者たりし傍證として見逃がすべからざるものである。

前來論述する處を總じて要するに、善珠は、壯年期に於て多く藥師經の精神により、濟世利民を事としたが彼の來世思想に至りては、兜率願生でもなく、瑠璃光淨土の願生者でもなく確に西方願生者であつて、老境に至りて益々その信仰圓熟したといふべきである。

九、筆蹟に就て

善珠は又た一面に於て、本朝書道史上に於て忘るゝことの出來ない一員である。しかしその筆蹟

として傳はつてゐるもの、少ないのは甚だ遺憾とする。曾て正倉院御庫文書を按ずるに、天平十八年九月十六日善珠二十四歳の時に書いた所の肇論疏進送狀一通と、天平勝寶五年九月四日善珠三十一歳の筆蹟に係る奉請經論書事といへる經疏出納帳文書一通との二點があつた。その他善珠僧正筆唯識論後序一卷と奈良の某氏の所藏せるものとを合せて茲に四點を數ふことが出来る。而してその文書とは左の如くである。

1、正倉院文書續々修十六帙裏書（大日本古文書九ノ二六〇）に曰く、

進送書三卷、並肇論疏元康師疏

件書用訖、故仍奉送、今注狀上、小僧善珠謹狀。

天平十八年九月十六日

2、正倉院文書續修五〇（大日本古文書三ノ六三〇）に曰く、

奉請書事世親菩薩造、十地論一部、並彼疏一部、又華嚴傳一部五卷、又靈辨師造華嚴論初帙十卷、

右件書、今忽在檢校事、伏乞、垂慈、欲辨急事、若事了者、火急返上、不敢緩遲、必使探求、欲奉請二日之間、仍注狀以上、

勝寶五年九月四日、善珠（以下略）

今掲出した二文書は、云はゞ善珠の壯年時代に成りしもので、其書風は、肉太にして筆力雄健なる

こと、當時、傳敎、弘法二大師の間に用ゐられたる書記義眞と頗る相似たる點がある。然るに唯識論後序一卷に就ては、黒木安雄氏編輯の書苑第三卷第十號の冠頭に出だせるは正しく此れで、その跋尾に「沼法師、開元二年歲次甲寅、乃至至延曆七年歲次戊辰合七十五年云云」と記入してゐる。然らば則ち此の一卷を書寫せられたのは、延曆七年か若くはそれ以後の事であつて、假に此を此年に書かれたものとすれば、善珠の寂年から遡算して其六十六歳の筆に成つたことが知られる、兎に角晩年の筆である。而して今此書は、文字、形瘦せ、骨清くして、三十有餘年前に書いた正倉院文書中の其者とは、一見、殆ど別人の感なき能はずであるが、子細にその運筆を觀察する時には、恐らくは壯年と晩年との相違あるのみで別人の手になつたものではなからう。而して此書は、書道史上より見て寧樂朝末期より平安朝への推移の一の楔として、佐跡權跡等の平安朝書道大家の一先驅を開いたものと言ふべく、また以て和様の古風の據つて起るところを知り得るのである。

一〇、善珠と修驗道

興福寺流記(佛全、寺誌三頁)によるに、南圓堂には本朝に於ける六人の相宗祖師木像が並べられてある。喜操、直齋、善珠、玄賓、常騰行賀(同記^{二八}頁)には、喜操、直齋の代りに、信叡、玄昉を出す)の六先哲これである。殊に、その中善珠大徳は、妙に八五三六之源旨に通じ、深く三十三過の蘊奥に達してゐるから、相宗に於て夙に本朝第一祖と仰がれてゐる。所が此に修驗道といふて、我國固

有の神道を包容融和して、遙に異つた一新宗教を創成し、山嶽苦練の修行を第一義諦とせる一宗派がある。同派に屬する著書は、大概徳川時代の偽書になれるもの多く、従つて史的價値に乏しいが古來、何れの宗派を問はず、往古の高僧大徳と言はるゝ人をして、さも自宗に關係あるが如く言ひふらし、その因縁の深厚なるを宣傳することが屢々ある。殊に古代及中世に於ては、民間實行の簡捷佛敎の要諦を宣揚するのみで、講學も著近も記録も要せなかつた修驗道に於ては、比較的後世に於て述作を餘義なくされた頃から、盛に他の先徳との交渉を書き立てゝをる。文龜三年八月、相州府中の慶藏房盛嚴が大峰に於て傳寫したといふものに證菩提山等緣起一卷がある。その中に大峰佛經安置天皇御使日記一卷を載せて、當時天皇の勅を奉じて大峰登山を試みた所の先哲の名を録してゐる。今相宗に關する人名を列擧すれば、

- (1)、天智天皇御使、良辨僧正、相摸國人
- (2)、天皇御使、善珠僧正、法相宗人
- (3)、益信和尚、法相宗人、備後國人
- (4)、仁明天皇御使、行基菩薩
- (5)長訓、法相宗人
- (6)薩命僧正、圓宗人

また、金峰山の史料としては實に最古の物と見做された金峰山創草記一卷がある。本書は、金峰山創草年代事より僧侶歸伏事に至る十六條項に分つて、孝安天皇第六年金峰山の草創より、後白河院治承元年の記事に及んでゐるが、その最後の章に於て修驗に歸伏せる僧侶を擧げる中、法相宗の先德三名をかくつて、護命僧正 造^二五大尊^一安置^一降三世嶺 良辨僧正 大集經并如法華經奉納 善珠僧正といふてある。思ふに、善珠一生の事蹟の中に、勅により大峰に佛經安置のために登山したこともなければ、また修驗に歸伏したといふ左券もない。只證菩提山等縁起の著者若しくは金峰山創草記著者が、無理に日本法相宗第一祖たる善珠を自宗に關係あらしむべく捏造せしめたるものたるや、今更申すまでもなきことである

一一、善珠の門弟

善珠の門弟としては昌海、常樓、慈厚の三人である。その他多くの門弟を有してゐたであらうが、史上に傳はつて居ない。その中、後世善珠の門下として最もよく人に知られてゐるのは、昌海であつて、法相宗々脈傳燈の上には缺くべからざる人なるに拘らず、鎌倉時代に至り凝然大德出づるに及び、却つて自己所屬の宗よりも淨土敎家として重大視するやうになつた。

諸嗣宗脈記によれば、

漢陽、報城寺 秋後、人謂慈恩後身、廣阿、
 智周——玄昉——善珠——昌海 (八宗綱要此れに同じ)

また法相大乘傳通要録の説によれば、

慈恩——智鳳——義淵——宣教——明福——善珠——昌海。

とある。何れの説によるにもせよ、相宗北寺傳相承の上にはなくてはならぬ正系の一員である。本朝高僧傳第八には和州興福寺沙門昌海をのせて、「釋昌海、南京人、從少師事善珠僧正、警敏愛閑、唯識壺與、悉其關鎖、靖居和州廣岡、相宗爲任。旁樂安養、撰西方念佛集、阿彌陀悔過各一卷、出弟子。基繼一人傳在後」といふのみで註詳はわからない。著者としては、東域傳燈録や諸宗章疏録を繙いても、法相に關するものは一つも載せてゐない「載せてない」ばかりでなく實は著述をせなかつたであらう。只長西の淨土依憑經論章疏目錄（佛全三四五頁）によりて、淨土教に關するもの二部を見出しうるのである。

西方念佛集 一卷 二十
七丁

昌海 日本人、法相宗
依寛平法皇

阿彌陀悔過 一卷

昌海

かくの如く、西方思想を表現した著書のみであつたから、凝然の淨土源流章には「法相昌海、欣樂安養、撰西方念佛集並阿彌陀悔過」といふて、往生思想の方面のみを傳へてゐる。しかし、二書共に現在してゐないのは遺憾である。東域傳燈録卷下には「唯識論序釋一卷、護命、延曆十八年夏、廣岡寺講」とあるが、申すまでもなく、護命が昌海所住の寺にて講筵を開いたことをいふのである。

次に門弟慈厚に就ては史乘に傳ふべきものなく、只日本後紀に「延曆十六年正月己酉」事「師無倦」といふ理由で、その恩賞として、大和國稻三百束を慈厚に施しめられたことだけが唯一の史料であらう。

次に、興福寺傳燈大法師位沙門常樓は、俗姓秦公忌寸、山城國葛野郡の人である。法師幼齡にして俗を厭ひ出家をしたが天資聰敏にして日に萬言を誦したといふことである。初め同寺の善珠大徳の弟子となりて佛典を學び、また膳大丘、土師乙勝に付て外典を習つた、年二十歳に及び學業漸く進み、持律堅固にして眞宗を闡揚した。嘗て四十年の間に、法華經十二萬四千九百六十卷を轉讀し、兼ては復毎日般若心經一百卷、無染着陀羅尼一百八遍を誦するといふ大誓願を發したが、日課虧くることなく之を成就した。延曆廿四年勅によつて秋篠寺に住したが、弘仁五年孟冬十月廿二日夜、律師勝義に對せられて高聲に弘誓願を誦し律師また合掌讚歎した。五更の後音聲かすれて遂に入寂、春秋七十有四。本朝高僧傳卷五に「平日記述多、大率亡失、今僅有最勝王經鈔十卷」といふてあるが、その著最勝王經鈔も今や散逸して傳はらず、彼が法相學を知るを得ないのは返へすゞも殘念である高僧傳著者師蠻の贊辭に曰はく、

「樓公鶖三輪之寶轍澄八解之眞波、金沙玉井挹彼注茲、觀其壯歲已往寄懋讀誦、實非庸碌之事、偉哉善珠師之遺愛也と、誠に宜なりと言はねばならぬ。

委しくは日本後紀卷二十四(國史大系本三一五^一頁)、日本紀略前篇十四(大系本第五^{四二}頁)、日本逸史卷二十二(大系本第六^{二四〇}頁)、近くは、元享釋書第二(佛全本^{一六三}頁)、本朝高僧傳卷五(佛全本^{一〇二}頁)、を参照されたし。

大正九年五月十六日午後十時、國許父病氣の電報に接し、止むなく第十二節を略して、編輯部へ廻しぬ。

日 下 生